

○被害者支援担当者制度実施要綱の制定について(例規通達)
(平成12年3月22日鳥務例規第2号 鳥生企例規第4号 鳥捜一例規第3号 鳥捜二例規第2号 鳥交指例規第4号)

改正 平成15年鳥県民例規第2号 平成27年3月6日鳥務例規第2号
平成27年8月5日鳥刑企例規第7号

各所属長

被害者対策については、平成8年以降、被害者対策要綱の制定等により組織的に各種施策を推進し、相応の成果を挙げているところであるが、被害者にとって最も支援を必要とする事件・事故発生直後における支援活動をより充実させ、被害者の精神的被害の軽減と早期回復に資するため、平成11年7月からみだしの制度を全警察署で試行してきた結果を踏まえ、この度、別添要綱を制定し、平成12年4月1日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

被害者支援担当者制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、被害者等により大きな精神的苦痛を与える事件の発生に際し、警察職員を早期に被害者等のもとに臨場させ、被害者支援活動（以下「支援活動」という。）に専従させることにより、事件・事故発生の初期的段階から組織的かつ統一的な被害者支援活動を行う被害者支援担当者制度の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

第2 被害者支援担当者制度

1 支援対象被害者

被害者支援担当者（以下「支援担当者」という。）が支援活動を行う被害者等は、別に定める被害者連絡対象事件の被害者又はその遺族（以下単に「被害者」という。）とし、必要に応じ保護者その他の被害者の関係者を含むものとする。ただし、交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長（以下「署長等」という。）が被害者連絡対象事件のほか必要と認める事件・事故の被害者を対象とすることができる。

2 支援担当者の任務

支援担当者は、対象事件が発生したときは早期に被害者のもとへ臨場し、捜査主任官等の指揮を受け、次の支援活動を行うものとする。

- (1) 病院等への付き添い
- (2) 実況見分、事情聴取時等捜査活動時における付き添い
- (3) マスコミ等の取材からの保護措置
- (4) 捜査状況等の説明
- (5) 事情聴取又はその援助

- (6) 被害届、供述調書の作成又はその補助
- (7) 「被害者の手引き」の交付
- (8) 被害者からの相談への対応
- (9) 関係機関の紹介
- (10) その他被害回復に関して必要と認められる支援活動を行う。

3 支援担当者の指定及び解除

(1) 指定

署長等は、管内における被害者支援担当者制度の対象とすべき事件（以下単に「対象事件」という。）の発生状況等を勘案し、警部補（相当職員を含む。）以下の職員の中から、被害者支援活動の推進について必要な知識を修得していると認められる職員の中から適任者を選考し、必要人数を支援担当者として指定するものとする。

(2) 解除

署長等は、支援担当者に、人事異動、疾病その他やむを得ない事由が生じたときは、指定を解除するものとする。

4 支援担当者の運用

- (1) 交通部高速道路交通警察隊の副隊長又は対象事件を主管する警察署の課長（以下「事件主管課長等」という。）は、対象事件を認知した場合は、署長等の承認を得て、支援活動を実施すべき被害者ごとに、支援担当者の中から担当者を指名するものとする。

なお、支援担当者の指名に当たっては、特定の係に負担が偏らないように配慮すること。

- (2) 当直時間帯においては、当直長は、あらかじめ当直員の中から適任者を指名し、当該者に初期的対応を命ずるものとする。この場合、原則として支援担当者が到着し、所要の引き継ぎをするまでの間、必要な対応を行わせるものとする。ただし、事件主管課長等と協議の上、当直終了時まで必要な対応を行わせ、当直終了時に当該事件主管課長等が指名する支援担当者に引き継ぐことができるものとする。

5 女性警察官及び少年警察補導員の応援派遣等

対象事件の内容により、女性警察官及び少年警察補導員の応援を必要とする場合は、鳥取県警察のブロック体制に関する訓令（昭和 59 年 11 月本部訓令第 12 号）により関係警察署長等が協議し、応援派遣等により適切に対応するものとする。

6 支援対象期間

- (1) 支援担当者が支援活動を行う期間は、原則として、対象事件を認知したときから、当該事件の被疑者が検挙され、起訴、不起訴等の検察庁の処分が確定したときまでとするが、被疑者未検挙の場合や被疑者の実情に応じて、署長等が弾力的に運用するものとする。

- (2) 事件主管課長等は、被害者が被害者連絡を拒否したり、他の相談機関に引き継ぐなどの事情があり、支援活動を中止することが適当であると認めた場合は、署長等の承認を得て当該活動を中止するものとする。ただし、活動を中止した後に新たに活動する事情が生じたときは、署長等に報告して支援活動を再開するものとする。

第3 運用上の配慮事項

- 1 署長等は、本制度が、被害者の被害軽減及びその結果としての捜査の効率的遂行に資するためのものであることを署員に徹底し、その円滑かつ効果的な実施に配慮すること。
- 2 署長等は、各部門間の連絡・調整に配慮し、特に支援担当者に指定された者の業務負担が過重とならないように配慮すること。
- 3 支援担当者は、制度の効果的運用を図るため、特に次の事項に配慮するとともに、支援活動の状況を支援活動確認票（様式第1号）により確認し適切に対応すること。
 - (1) 事件担当捜査員との連携を密にすること。
 - (2) 被害者の心理状態の理解に努め、被害者が孤立感、自責の念等を深めることのないよう適切な支援措置の実施に努めること。
 - (3) 現場等において被害者から事情聴取等を行う場合は、近隣者や報道関係者から隔離した場所、方法を選び被害者が周囲の好奇にさらされることのないようにすること。

第4 報告

- 1 署長等は、支援担当者を指定したときは、被害者支援担当者名簿（様式第2号）により、警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）に報告するものとする。
- 2 支援担当者は、被害者支援活動を行ったときは、その都度、被害者支援活動状況報告書（様式第3号）により署長等に報告するものとする。

被害者支援活動の報告を受けた署長等は、その写しを広報県民課長に送付し、その状況を報告するものとする。
- 3 広報県民課長は、2の報告のうち、社会的反響の大きな事件又は特異重要事件等に関するものについては、その都度、警察本部長に報告するものとする。

様式第1号

支援活動確認票

[別紙参照]

様式第2号

被害者支援担当者名簿

[別紙参照]

様式第 3 号

被害者支援活動状況報告書

[別紙参照]